

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

契約検査課 契約担当

議案名

議案第86号 桐生市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

長期継続契約を締結することができる契約に、学校給食の調理・配送に関する業務委託契約を新たに加えようとするものです。

概要

平成16年11月10日から施行された地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が拡大されました。

該当する契約として、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされました。

「学校給食の調理・配送に関する業務委託契約」は、調理員の確保や教育訓練期間、専用車両の調達等が必須となることから、上記の条件を満たしています。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、桐生市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定した平成17年度当時、調理業務は市直営で行っていました。その後の行政改革の一環として平成26年度から業務委託を開始しました。

児童生徒に安心して安全な給食を提供するためには、調理従業員の安定的な雇用や、指導管理体制、衛生管理体制などの確保、厨房機器等の維持管理が必要です。従業員の人材確保と配送専用車両等の初期投資額を考慮すると、調理・配送業務委託は複数年契約の方が経済的にも有利であることは明らかであるため、新調理場稼働に当たり、長期継続契約できる契約に新たに加えようとするものです。